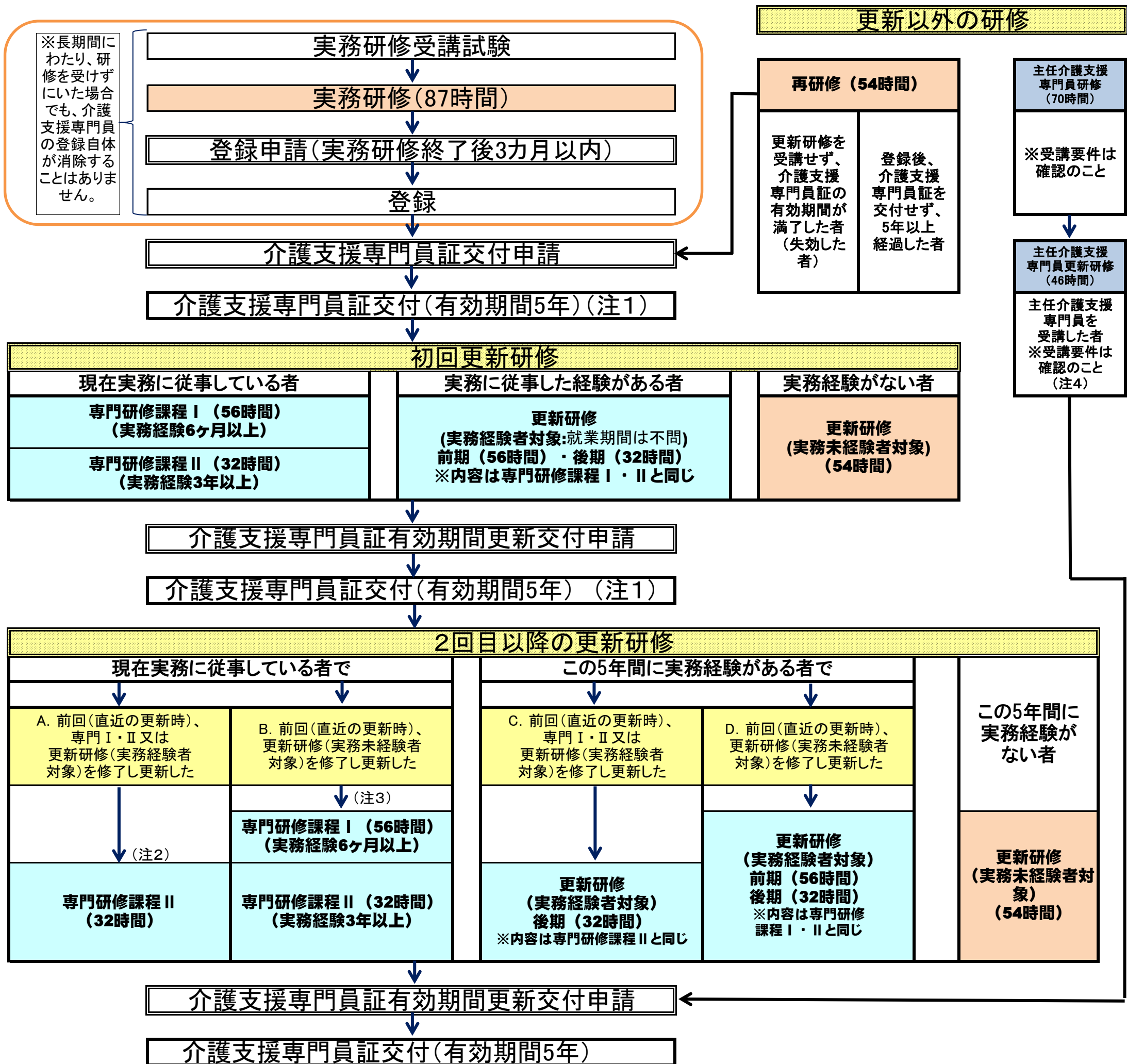


千葉県介護支援専門員資格に関する手続きの流れ・研修体系（H28.4月以降）



(注1) ○介護支援専門員証の有効期間満了日を経過した場合は、『失効』となりますので、介護支援専門員として業務を行うことはできません。(登録は消除されませんので、再研修を受講することで、介護支援専門員証の交付申請が可能です。)

(注2) ○2回目以降の更新で、実務従事者(経験者)の方は、前回(直近の更新時)、専門Ⅰ・Ⅱ又は更新研修(実務経験者対象)を修了して更新した場合には、「専門研修課程Ⅱ」又は「更新研修(実務経験者対象)後期」を受講することにより介護支援専門員証の更新を行うことができます。(※前回、「更新研修(実務未経験者対象)」や「再研修」の修了により更新した方は、対象になりません。)

(注3) ○実務従事者(経験者)として初めての更新となる場合は、「専門研修課程Ⅰ及びⅡ」又は「更新研修(実務経験者対象)前期・後期」を受講することにより、介護支援専門員証の更新を行うことができます。

(注4) ○主任介護支援専門員更新研修を受けた方は、更新研修を受けた者として、所定の申請手続きにより、介護支援専門員証の更新を行うことができます。

※更新研修の日程等につきましては、毎年変動しますので、適宜下記の研修実施主体へお問い合わせくださるようお願いします。

研修名	研修実施主体・問い合わせ先
実務経験者対象の更新研修	一般社団法人 千葉県介護支援専門員協議会 (住所)〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5階 (TEL) 043-204-3631 (FAX) 043-204-3632 (ホームページ)https://www.chiba-cmc.com/
実務未経験者対象の更新研修	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 (住所)〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5階 (TEL) 043-204-1610 (FAX) 043-241-5121 (ホームページ)http://www.chibakenshakyo.com

※介護支援専門員の資格や各種手続きについてのお問い合わせは、千葉県健康福祉部高齢者福祉課 介護保険制度班(TEL:043-223-2387)へお願いします。